

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等



**きょうされん**

**理事長 斎藤 なを子**

# きょうされんの概要

1.設立年月日 1977年(昭和52年)8月6日

## 2.活動目的及び主な活動内容

きょうされんは、重い障害のある人たちの地域での働く機会や活動の場に関する法律・制度の不備のもとで、無認可法外の共同作業所づくり運動をひろげるとともに、法律・制度の拡充を推進することを目的に、1977年に結成しました。

結成当初は、わずか16カ所の共同作業所でスタートしましたが、現在は、働くことや活動支援の事業をはじめ、グループホームや相談支援事業など、障害のある人が地域で生きていく上で必要となる事業にひろがり、1863カ所の会員(加盟事業所)によって構成されています。

当会は結成以来約40年間、「わたしたちのめざすもの」を軸に、一貫して小規模作業所問題の解決と法律・制度の拡充を求める運動を、関係障害団体と共同しながらとりくんできました。また、障害者自立支援法の制定を発端に、多くの障害団体とともに、応益負担の撤廃と同法の出直しを求め、障害者権利条約にもとづく法律・制度の拡充を求める運動にとりくんできました。

また、障害のある本人を主体とした活動を重視するとともに、障害のある人と家族の地域での生活を支える実践と運営、制度のあり方、地域の社会資源との共同と連携のあり方などの研究・調査、研修・交流などにもとりくんできました。

2014年度(平成26年)からは、「あたりまえに働き えられる暮らしを～障害者権利条約を地域のすみずみに～」を新たなスローガンとして掲げました。障害者権利条約にもとづいた法整備がなされ、障害のある人たちへの理解が社会にひろく浸透し根付くことで、障害のある人たちが安心して地域生活を送ることができることをめざし、以下の活動・運動にとりくんでいます。

### 【主な活動内容】

- 政府・国会への要望・要請活動ならびに、都道府県支部を通じた自治体への要望活動
- 国民の障害への理解をひろげるための映画などの文化活動ならびに各種シンポジウム・イベントの開催など
- 障害のある人を主体とした利用者部会による交流と要望活動
- 広報、政策・調査、加盟事業所の利用者の工賃確保ならびに事業所の財政活動を支援するための事業活動
- 関係団体との交流・連携ならびに国際的な障害団体・事業者団体との交流・連携活動

3.会員数:1863会員 2020年(令和2年)6月時点

4.機関紙 月刊きょうされんTOMO 毎月37,000部発行

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

## 1.報酬改定にあたっての基本的な視点と課題

- (1) 政府予算の増勢を強調する前に、障害のある人の生活実態と国際的水準を直視すべきである
- (2) 必要十分な支援の量や質を確保するためには、基本報酬の水準の引き上げと正規職員の配置を
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴って際立った「日額払い報酬制度」と「利用者負担(応益負担)」の廃止を

## 2.日中活動・就労支援等について

- (1) 就労継続支援B型の「平均工賃にもとづく報酬基準」の廃止を
- (2) 生活介護事業の「社会参加」や「作業活動の保障」など多様な活動を保障・支援する事業として報酬水準を引き上げてください
- (3) 地域活動支援センターは国の責任にもとづく給付事業に
- (4) 子どもの発達保障にふさわしい支援を提供している放課後等デイサービスの支援体制の充実を

## 3.報酬改定にあたっての重点的な課題

- (1) 食事提供体制加算を継続・増額し、恒久的な制度化を
- (2) 送迎加算を継続・増額し、恒久的な制度化を

## 4.地域・居住生活支援について

- (1) グループホームについて
  - ① グループホームの基本報酬の増額を
  - ② 介護サービス包括型における外部ヘルパー利用は特例ではなく、より充実した形で制度化してください
  - ③ 夜間複数配置を可能とできるよう、夜間支援体制加算制度の充実を
  - ④ 通院時に必要な支援を行なうための制度を充実してください
  - ⑤ 日中支援加算の充実を
  - ⑥ 障害の重い人を受け止めるために制度を充実してください
- (2) 居宅支援について
  - ① 地域での障害のある人の生活を支える居宅支援の役割がますます大きくなる中、基本報酬をそれに見合ったものに引き上げてください
  - ② 障害の重い人が「他の者との平等」の生活を作っていくために重度訪問介護を充実してください

## 5.利用者負担問題について

- (1) 障害者自立支援法違憲訴訟「基本合意文書」の遵守と課税世帯への対象拡大
- (2) 介護保険優先原則を見直し、選択できる制度にするとともに、定率負担の軽減対象をすべての障害のある人に

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

## 1.報酬改定にあたっての基本的な視点と課題

### (1)政府予算の増勢を強調する前に、障害のある人の生活実態と国際的水準を直視すべきである(参考資料1を参照)

たしかに、障害福祉支援の量とその財政は増勢してきましたが、障害年金等の所得保障や、それにもとづく障害のある人の生活水準はきわめて厳しい現状のままであり、また障害福祉支援の事業所の現場の運営実態や支援者の給与水準はきわめて低い水準です。

OECDのSocial Expenditure Database(2019年8月時点)で、各国の社会支出の対GDP比における障害者施策支出では、日本はわずか0.98%ときわめて低い水準にとどまっています。デンマークの4.41%、ノルウェーの4.31%、スウェーデンの4.13%には遠く及ばず、OECDの平均の1.93%を下回り、35カ国中30番目の水準です。日本は、2017年が32位、2011年度が34位、2005年度が30位と、きわめて低い順位を横這いしてきました。政府は、障害福祉予算の増勢を強調しますが、そもそも世界水準に照らして少なすぎるのです。

### (2)必要十分な支援の量や質を確保するためには、基本報酬の水準の引き上げと正規職員の配置を(参考資料2を参照)

障害のある人とその家族にとって、必要十分な支援の量と質を確保するためには、実績主義やオプション的な加算制度ではなく、基本報酬の水準を根本的に引き上げることが必要です。

とくに基本報酬を抑制し、加算減算による不安定な給付制度であるがゆえに、常勤換算方式による職員配置とされ、支援の現場における非常勤職員・有期契約職員の増加傾向が増長されています。障害と福祉の専門性を研鑽し、経験を蓄積してこそ、支援の質を高めることが可能となる点では、常勤換算方式を廃止し、正規職員の配置増を前提とした基本報酬の引き上げが不可欠です。

昨今のきわめて深刻な人材不足の最大の要因は、厚生労働省自ら公表した資料でも明らかです。2018年10月31日の第2回障害福祉サービス報酬改定検討チームにおいて、厚生労働省が提出した「資料1. 障害福祉人材の処遇改善について」のP7「一般労働者の産業別賃金水準」によると、「障害分野が含まれる『医療・介護』は全産業平均を下回って」おり、そこから障害福祉関係分野職員のみを抽出すると、最低水準の「宿泊業・飲食サービス業」を下まわり、年収約230万円という水準でした。こうした実態が、人材確保の困難さの最大要因となっています。

### (3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴って際立った「日額払い報酬制度」と「利用者負担(応益負担)」の廃止を

平時においても、現行の日額払いの報酬制度ならびに利用者負担(応益負担)は、利用者本位の支援の利用や、そのための安定した事業所運営と支援体制の確保を困難にしています。

今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」のもとでは、日額払い報酬制度と利用者負担(応益負担)は、より際立った制度の欠陥として利用者や事業所を苦しめました。具体的には、「代替サービス」があっても利用者負担が発生するため、制度利用を自粛した利用者と事業者は少なくありません。また日額払い報酬制度のもとでの利用自粛は、ダイレクトに報酬減収という厳しい結果を招きました。

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

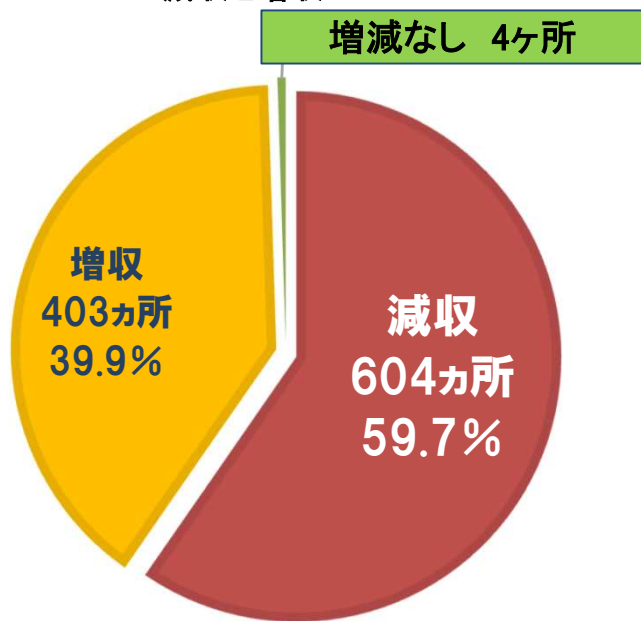
## 2.日中活動・就労支援等について

### (1)就労継続支援B型の「平均工賃にもとづく報酬基準」の廃止を(参考資料3を参照)

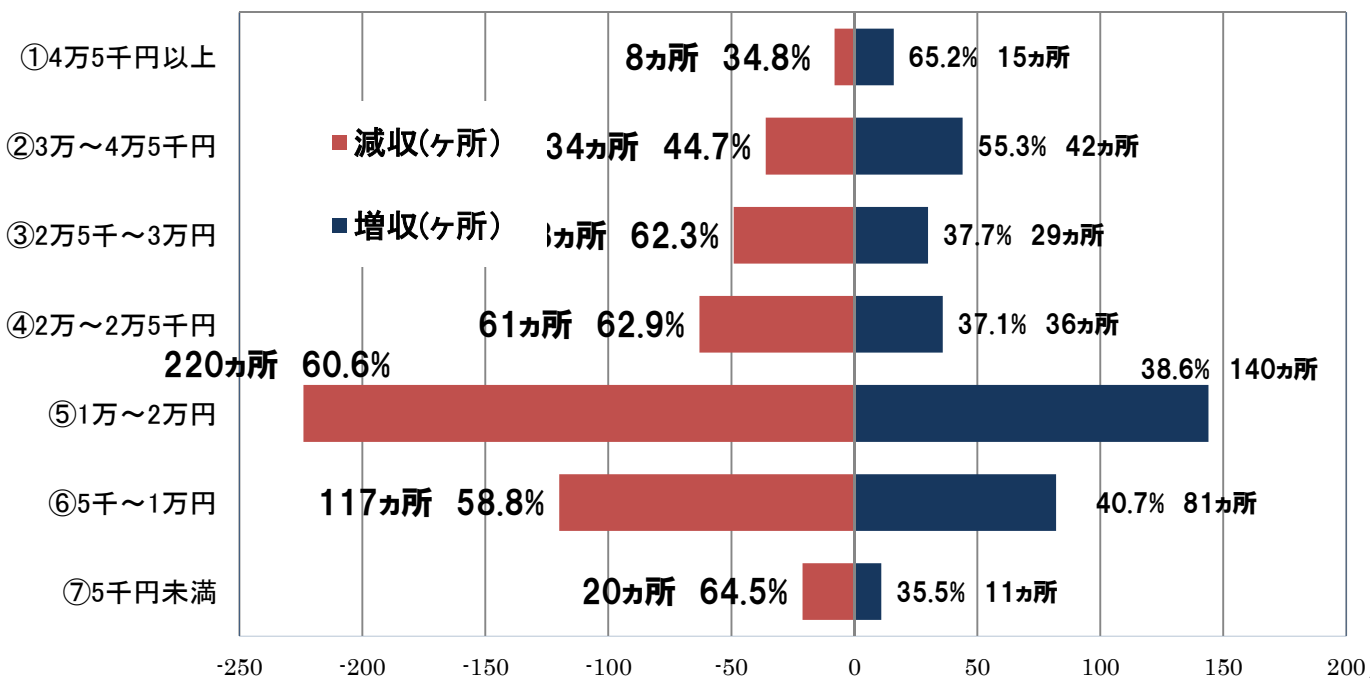
2018年度の報酬改定で「メリハリのある報酬」を名目に導入された「平均工賃にもとづく報酬基準」は、圧倒的多くの事業所に大幅な報酬減収をもたらしました。図表1にあるように、2019年に、きょうされんが行なった「2018年度報酬改定の影響調査」では、1,011カ所の就労継続支援B型と就労移行支援事業所が回答しました。そのうち約6割事業所が、同年3月と5月を比較して減収したと回答しました。増収と回答した事業所のほとんども、3月の時点で2019年度の「減収見込み」を想定して、「定員・実員を増やした」ところが多くを占めていたことを踏まえると、この導入は失策だったといわざるを得ません。

また、この制度の導入は、工賃の支給額を評価基準とした成果主義を期待したのですが、図表2にあるように結果には結び付きませんでした。さらに、就労継続支援A型に導入した平均労働時間を基準とする報酬基準を廃止し、定額基準とすべきです。

図表1 就労B型と移行支援の減収と増収



図表2 基本報酬基準ごとの報酬の増減(I型・II型の合計)



## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

### (2)生活介護事業の「社会参加」や「作業活動の保障」など多様な活動を保障・支援する事業として報酬水準を引き上げてください

2018年度に実施された報酬改定にむけた厚労省の調査では、「提供サービス」の種別、時間、人員配置などを詳細に調査しました。この点から想定されることは、生活介護事業の報酬を「提供サービス」の種別や実績評価を導入し、報酬の抑制が導入されるのではないかと危惧しています。そうではなく、重い障害のある人たちの「社会参加」や「作業活動への参加」を含む多様な活動を保障・支援する事業として報酬水準を引き上げてください。

### (3) 地域活動支援センターは国の責任にもとづく給付事業に

地域活動支援センターは、障害者自立支援法施行以来、地域生活支援事業に位置付けられましたが、市町村の裁量に委ねられてしまうため、きわめて低水準な補助金運営を余儀なくされています。地域活動支援センターは、自立支援給付の就労・日中活動支援とは異なる機能や役割、また中山間部などの地域での必要不可欠な社会資源としての役割を発揮しています。厚生労働省の調査でも、地域活動支援センターの設置数は障害者支援施設に匹敵し、その利用者数は就労移行支援を越えることから、国の責任で給付制度の大幅な改善を図るべきです(図表3を参照)。

#### ●図表3主な施設・事業所の施設数と実利用者数(2018年度社会福祉施設調査)

事業種別		施設数	実利用者	公費	備考	
入所	障害者支援施設	2,544力所	155,914人	国・自治体による自立支援給付費	日中支援の生活介護、就労継続支援等を含む。	
	生活介護事業	7,630力所	213,346人			
通所	就労継続支援B型	11,835力所	297,259人		市町村の補助	障害者支援施設の日中支援は含まない。
	就労移行支援事業	3,503力所	35,442人			
	地域活動支援センター	<b>2,935力所</b>	<b>※49,565人</b>	※ 定員数		

### (4)子どもの発達保障にふさわしい支援を提供している放課後等デイサービスの支援体制の充実を(参考資料4を参照)

2018年度の報酬改定の際、財務省は「利潤を追求し支援の質が低い事業所が増えている。障害児の発達にそぐわない利用がみられる」と指摘し、報酬基準の見直しと引き下げが行なわれました。しかし、その見直しと引き下げの結果、「障害や発達への配慮に努力する事業所」の多くが減収の影響を受け、「もうけ本位」な営利法人の多くが影響を免れるという結果になりました。今年度、財務省は、放課後等デイサービスの人的配置と財政状況の「予算執行調査」を行っていますが、その解析では、営利・非営利法人による比較検討など、公正な検証を行なって結果を公表し、次期報酬改定で大幅な改善を図るべきです。

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

## 3.報酬改定にあたっての重点的な課題

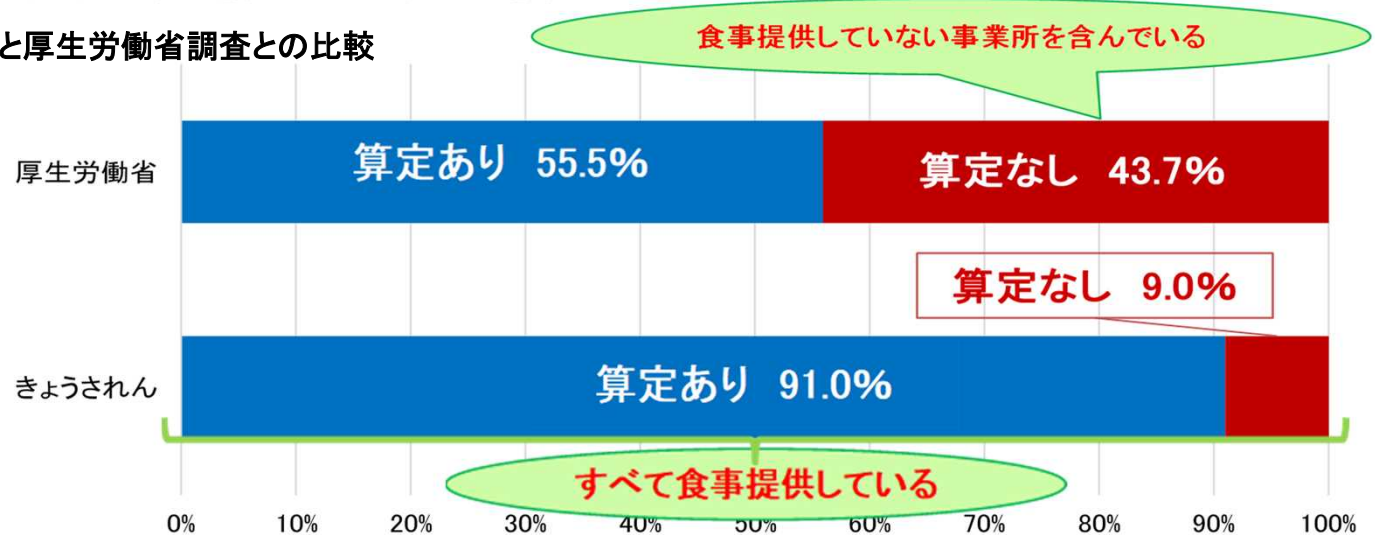
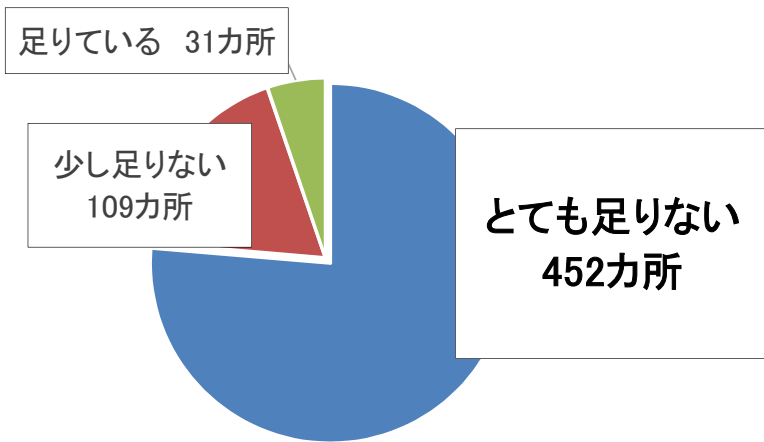
### (1) 食事提供体制加算を継続・増額し、恒久的な制度化を(参考資料3を参照)

食事提供体制加算は、障害者自立支援法施行時に調理員等の人件費を含む「給食制度の廃止」に伴う人件費補填制度として策定されました。しかし厚生労働省は、この制度の果たしている意義や役割を評価せずに、「経過措置」であるとの理由だけで、幾度となく廃止を提案してきましたが、現在も継続実施されています(削減は行なわれた)。

2018年厚生労働省は、次期報酬改定に向けた膨大な調査において食事提供体制加算についても調査を行ないました。しかしその調査結果は、「食事提供体制加算は、加算対象サービスを提供している事業所のほぼ半数が算定」、加算対象サービス利用者の約4割にとどまっていると、きわめて少ない恣意的な評価をしています。その要因は、「加算対象サービス」に、そもそも「食事提供をしていない事業所」を含んでいるため、加算算定の割合が少なくなったのです。

944カ所の回答を得たきょうされんが行なった調査結果と比べても大幅に乖離していました。図表4にあるように、他団体の協力を得て行なった、きょうされんの調査では、763カ所が昼食を提供し、その91%が加算請求していました。その結果、厚労省には、調査結果の修正を求めましたが、「この調査はコンサルティング会社に委託したもので、内容を変更することできない」と返答し、食事提供をしていない事業所を含めた加算算定割合の解析結果の変更をしませんでした。本報酬改定検討チームに提供されている調査結果は、こうした経過を経たものであることを踏まえて検証していただきたい。

● 図表4 食事提供体制加算の充足状況と厚生労働省調査との比較



## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

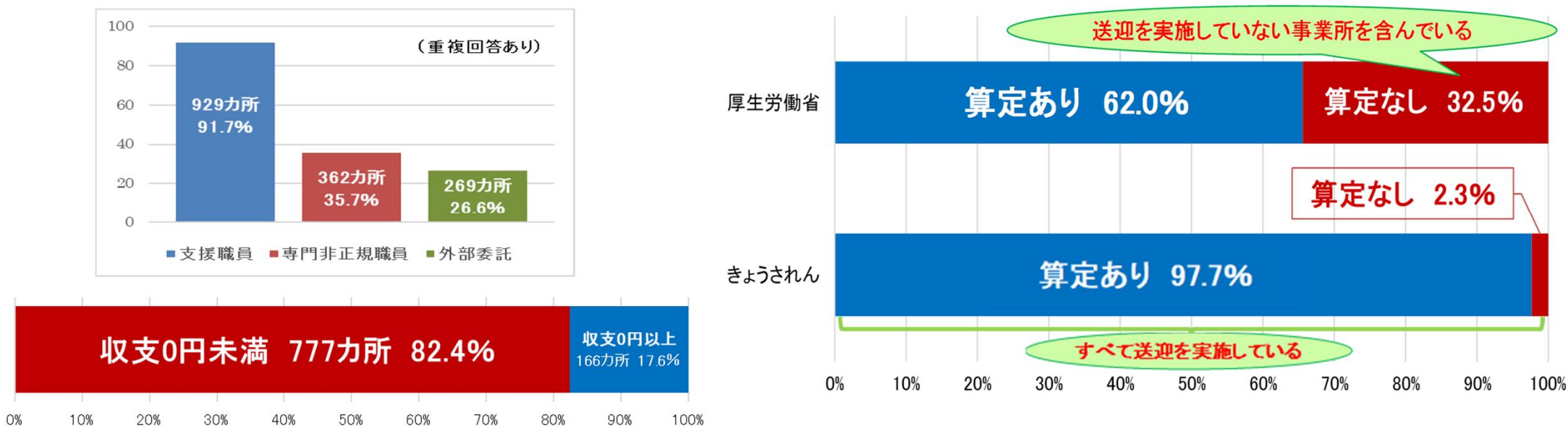
### (2)送迎加算を継続・増額し、恒久的な制度化を(参考資料3を参照)

2018年度の報酬改定で報酬単価が引き下げられ、送迎加算のあり方は今後の検討課題として残されました。そのため厚生労働省は、2018年、食事提供体制加算と併せて同様の調査を行ないました。その調査結果は食事提供体制加算と同じように、「加算対象サービスを提供している事業所の約6割が算定している。また加算対象サービスの利用者のうち、約4割が加算の対象者となっている。(略)通所事業所において、約7割の事業所が利用者の送迎を行なっている。加算算定していないが送迎を行なっている事業所も少なくない」というように、送迎加算の対象利用者が少ないという、恣意的な評価をしています。

関係団体の協力を得て行なったきょうされんの調査では、送迎支援を行なっている1,013力所の回答を得ました。その結果、約92%の事業所が、朝・夕の送迎を現場の支援職員が兼務しており、送迎加算だけでは車両維持費・燃料費などの送迎経費を賄えない事業所が約8割を占めました。ただし、これには人件費を含んでいないため、それを含めると、ほぼすべての事業所が赤字ということになります。

また食事提供体制加算と同様に、厚生労働省調査は、送迎を実施していない事業所も含めて加算算定の割合を算出しているため、きょうされんの調査結果と大幅に乖離していました。この点も前述したように、厚生労働省に修正を求めましたが回答は同じでした。本報酬改定検討チームに提供されている調査結果は、こうした経過を経たものであることを踏まえて検証していただきたい。

●図表5食事提供体制加算の充足状況と厚生労働省調査との比較





## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

### 4.地域・居住生活支援について(参考資料5を参照)

#### (1)グループホームについて

##### ①グループホームの基本報酬の増額を

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査によれば、処遇改善加算(Ⅰ)をとっている事業所においてもグループホームの世話人の月額平均給与は、福祉・介護職員平均給与に比べると89,733円の差があり、29年度より3,812円差が大きくなっています。平成25年度と比べると26,155円差が広がっており、他職種との給与の差は広がる一方です。障害のある人の生活を支えるグループホーム世話人の給与を保障するために、基本報酬を増額してください。

##### ②介護サービス包括型における外部ヘルパー利用は特例ではなく、より充実した形で制度化してください

昨年のグループホーム学会の実態調査や、厚生労働省の福祉推進事業でのこの特例に特化した調査でも明らかになったように、この制度は入居者が継続した支援を受けるために不可欠です。利用した場合の基本報酬の減額をなくし、利用者が安心して利用を続けられる制度として恒久化してください。

##### ③夜間複数配置を可能とできるよう、夜間支援体制加算制度の充実を

前述の調査結果でも明らかになったように、夜間支援員の不足は深刻です。1対1での支援が必要な重度の障害者がグループホームを利用するケースも増えており、職員の複数配置をするためにも夜間支援体制加算を増額してください。

##### ④通院時に必要な支援を行なうための制度を充実してください(参考資料5を参照)

きょうされんの会員調査では、通院の際、主たる支援者は全体の7割がホームの職員でした。月平均6.9回の通院支援を行っており、月3回以上通院している利用者は16%を占めます。3科以上の診療科に通院していたホームは58.2%でした。居宅支援における通院介助の回数を増やすとともに、グループホームの世話人が通院介助を行なった場合の加算を創設してください。

##### ⑤日中支援加算の充実を

障害の重い入居者が増加している実態に合わせ、現行の日中支援加算(Ⅱ)を1日目から算定してください。また、グループホームの報酬構造に土日、祝日の日中の支援分の報酬が含まれているとの解釈は、現在の多様な入居者の実態と支援の実態に併せて見直してください。

##### ⑥障害の重い人を受け止めるために制度を充実してください(参考資料5を参照)

###### ○重度障害者支援加算の充実

きょうされんの会員調査では、入居者の45.3%が支援区分5、6であり、重度障害者支援加算の利用は確実に増加しています。障害の重い人をグループホームで受け止めていくために、対象者の拡大と単価の増額をしてください。

###### ○世話人の配置基準の充実を

人員配置を手厚くした事業所を評価するために、世話人配置基準に新たに3:1、2:1の基準を設けてください。

## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

### (2)居宅支援について

#### ①地域での障害のある人の生活を支える居宅支援の役割がますます大きくなる中、基本報酬をそれに見合ったものに引き上げてください

障害の軽い人に対する家事援助は、障害者権利条約の基本となる「他の者との平等」を前提とした地域生活を送るために非常に大きな役割を持っています。家事援助の位置づけを高め、基本報酬を引き上げてください。

#### ②障害の重い人が「他の者との平等」の生活を作っていくために重度訪問介護を充実してください

○重度訪問介護の対象者の枠を広げてください。

対象を重度の肢体不自由、行動援護対象者に限定せず、「日常生活全般に常時の支援を必要とするすべての障害者」に対して利用可能としてください。

また通勤、通学、就学、就業時の利用を可能にしてください。

○報酬単価を引き上げてください。特に4時間未満の単価は身体介護の単価設定と同等にしてください。

### 5.利用者負担問題について

#### (1)障害者自立支援法違憲訴訟「基本合意文書」の遵守と課税世帯への対象拡大

2010年(平成22年)1月に、障害者自立支援法違憲訴訟の和解のために国(厚生労働省)と訴訟団の交わした「基本合意文書」にもとづいて、同年4月より、家族同居の障害のある人も本人収入を認定し非課税世帯として「負担上限0円」が実現しました。しかし未だに、給付費請求においては「1割相当額」の算定は行なわれ、配偶者の収入を有する障害のある人は、課税世帯として「上限0円」の対象になっていません。引き続き、「基本合意文書」の「応益負担の廃止」を遵守するとともに、配偶者収入の認定を廃止すべきです。

とくに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用自粛において、利用者負担(応益負担)が大きな弊害になったため、早急に廃止することを求めます。

#### (2)介護保険優先原則を見直し、選択できる制度にするとともに、定率負担の軽減対象をすべての障害のある人に

介護保険優先原則を見直し、選択できる制度にするとともに、65歳を迎えた障害のある人たちが介護保険サービスに移行することによって「基本合意文書」が適用されない現状にあります。それに対して厚生労働省は、障害者総合支援法の見直しで、障害福祉から介護保険に移行した際に生じる利用者負担(応益負担)を障害福祉財源から償還することとしました。しかしその軽減対象は、「5年間継続して、相当する障害福祉サービスを利用した人」を対象に限定しています。そうした軽減策は新たな格差をつくりだしており、また市町村の対応によって地域間格差が生じているため、すべての障害のある人を軽減対象とすべきです。

また厚生労働省は、2018年12月に広島高等裁判所における「浅田裁判勝訴判決」を重視して、介護保険優先原則を見直すべきです。

参考資料1

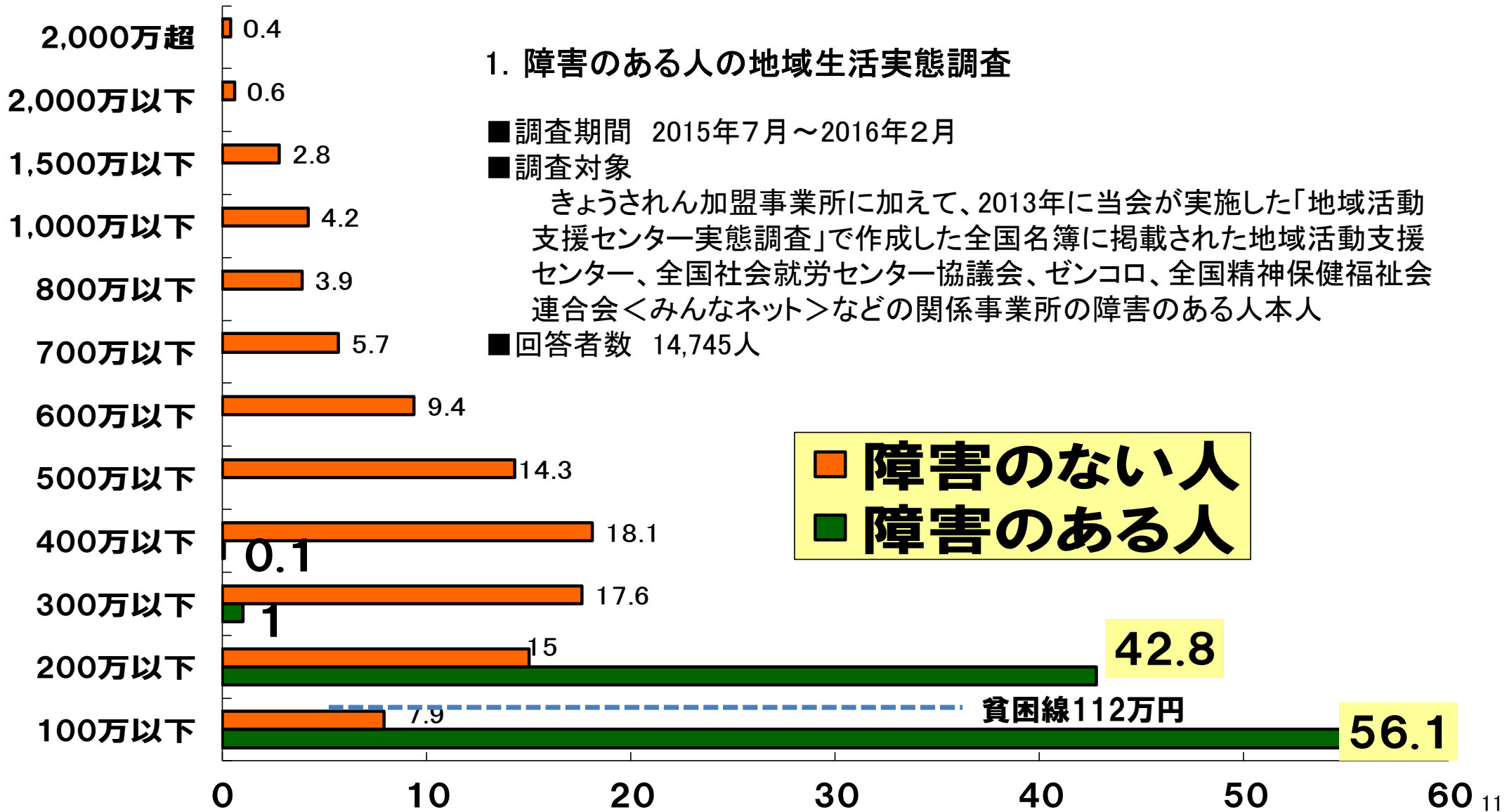
1. 障害のある人の地域生活実態調査

■ 調査期間 2015年7月～2016年2月

■ 調査対象

きょうされん加盟事業所に加えて、2013年に当会が実施した「地域活動支援センター実態調査」で作成した全国名簿に掲載された地域活動支援センター、全国社会就労センター協議会、ゼンコロ、全国精神保健福祉会連合会くみんなネット>などの関係事業所の障害のある人本人

■ 回答者数 14,745人



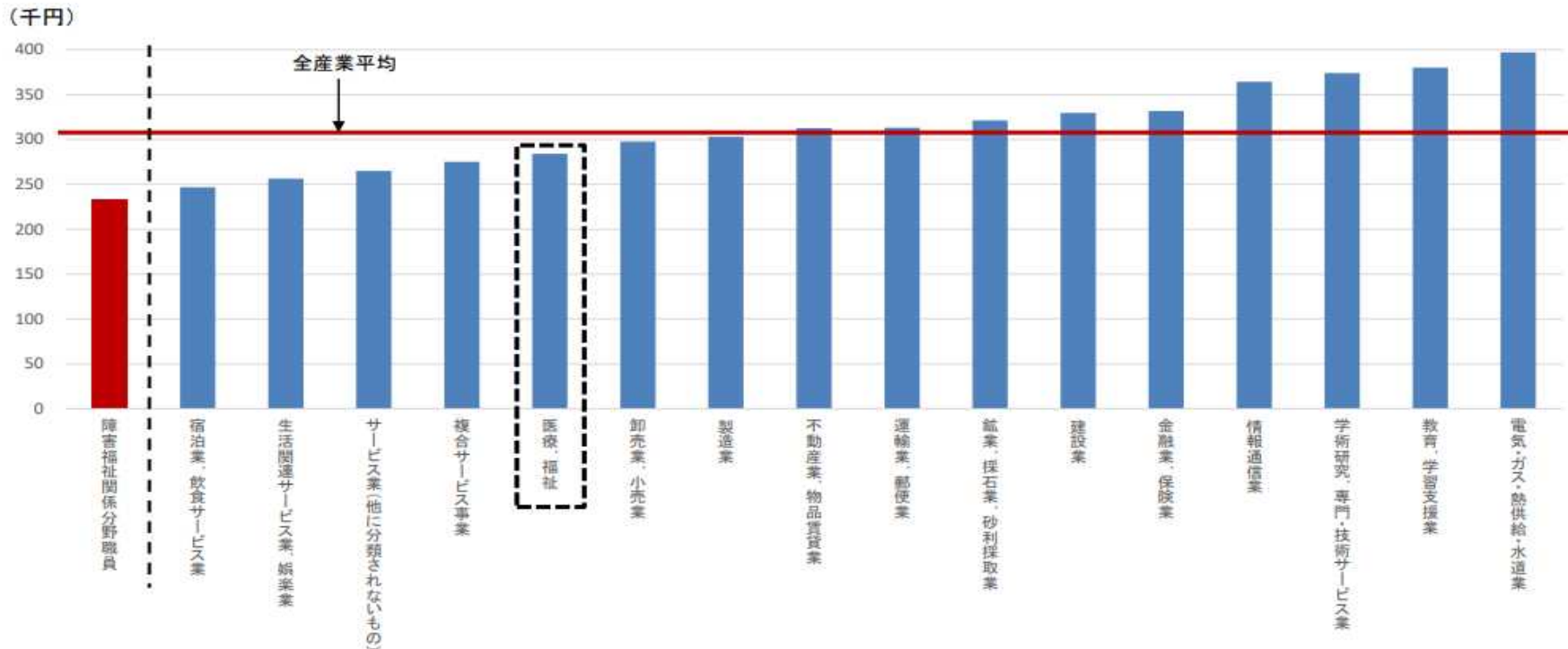
■ 障害のない人  
■ 障害のある人

## 参考資料2

### 一般労働者の産業別賃金水準

○ 賃金水準を見ると、障害福祉分野が含まれる「医療・福祉」は全産業平均を下回っている。

産業別賃金(2017年)



【出典】「平成29年賃金構造基本統計調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)「きまって支給する現金給与額(労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額)」を集計。

注2)産業別賃金は「100人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、障害福祉関係分野職員には役職者は含まれていない。

注3)障害福祉関係分野職員は、「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均。

2018年10月31日の第2回障害福祉サービス報酬改定検討チームにおいて、厚生労働省が提出した「資料1:障害福祉人材の処遇改善について」のP7「一般労働者の産業別賃金水準」

## 1. 2018年度報酬改定の影響調査の概要

- 対象 障害者支援事業所 ○期間 2018年6月～8月 ○調査対象時期 2018年3月と5月(平日日数が同数のため)
- 回答総数 1,063カ所(内、有効回答数1,011カ所が昼食提供実施)
- 調査実施 きょうされん
- 協力団体 全国社会就労センター協議会、一般社団法人 ゼンコロ 等

## 2. 昼食提供と食事提供体制加算についての実態調査の概要

- 対象 障害者支援事業所 ○期間 2019年10月～11月 ○調査対象時期 2019年度実績
- 回答総数 944カ所(内、763カ所が昼食提供実施)
- 調査実施 きょうされん
- 協力団体 全国社会就労センター協議会、一般社団法人 ゼンコロ 等

## 3. 障害福祉支援事業所における送迎支援の実態調査の概要

- 対象 障害者支援事業所 ○期間 2019年6月～8月末 ○調査対象時期 2018年度実績
- 回答総数 1,013カ所
- 調査実施 きょうされん
- 協力団体 全国社会就労センター協議会、一般社団法人 ゼンコロ、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会、特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会、公益社団法人 全国精神保健福祉会 等

## 参考資料4

### 放課後等デイサービス②

- 放課後等デイサービスについては、高い収益を確保できる報酬水準であること等により多くの法人が参入しているが、事業所の中には利潤を追求し支援の質が低い事業所が増えているとの指摘や、障害児の発達にとって望ましいとは言えないような利用のされ方もみられるとの指摘がある。

#### 障害児通所支援サービスの収支差率

サービス名	収支差率
児童発達支援	4.7%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	14.5%
保育所等訪問支援	0.9%

(注) 障害福祉サービス等経営実態調査(26年度調査)から作成

#### 第75回社会保障審議会障害者部会(平成27年11月9日)における委員からの意見(抜粋)

放課後等デイサービスの数が劇的に増えております。東京都のある区では、4月から5月の間に倍増したという結果も出ているほど、とても増えているのですね。(略)  
 会計士か税理士の立場の方が、放課後等デイサービスはもうかるとうたって、営利法人に対してあっせんしているという実例もあります。ただ、現状は、では、そこで質的なものが担保されているかというところではなく、私たちの所に入ってくるのは、ただ預かるだけ、部屋に押し込めてビデオをただ流しているだけであったり、週に何日か通えるというだけで、実際は月に1回しか通えないとか。それから、重度の人を預かると言いつつも、実際に行ってみると、2階にあってエレベーターがない状況だったりというような形で、多々問題が出てきております。ですので、この課題の所で、私が一番言いたいのは、先ほどからも意見が出ておりましたが、質の向上と支援内容の適正化を図るところを、どうか国を挙げて徹底していただきたいと考えております。

#### 不適切な利用事例の指摘(西日本新聞2017年3月26日)

障害児の放課後の居場所として国が2012年度に創設した放課後等デイサービスを巡り、国は4月から事業所スタッフの資格要件を厳しくする。民間の指定事業所の急増に伴い、支援の質が一部で低下しているのが理由。一方、送迎サービスが付いて利用料の自己負担が軽いこともあって、連日夕方遅くまで預けられる例もみられ、教育現場などからは「行き過ぎた利用は、障害児の負担になる」との懸念が聞かれる。(略) 支援学校の校長経験者は「高等部は自主通学が原則だが、送迎車に自宅まで送られ、生徒の公共交通機関を使う能力が落ちている」と危惧する。(略) 北九州市では利用日数の上限を、国に準じ原則「各月の日数マイナス8日」と定める。保護者の依頼で障害児25人の利用計画を作成する相談支援専門員(略)によると、上限いっぱいの利用を望む例が多いという。「親の仕事や息抜きも大切だが、本人の成長や発達にマイナスにならないことが前提。その点は嫌な顔をされても伝えていきます」と語る。

#### (参考) 放課後等デイサービスの運用の見直し

厚生労働省における見直し内容等

1. 障害児支援等の経験者の配置
  - ① 管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化
  - ② 配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上に
2. 「放課後等デイサービス」の遵守及び自己評価結果公表の義務付け
3. 実施時期 平成29年4月1日  
 ※既存の事業所については、1年間の経過措置を適用

#### 【改革の方向性】(案)

- 障害児の成長や発達を妨げるような形での利用を防ぐことができるよう、事業者の監督や必要な支援の評価を適切に行うべき。
- 障害児への療育・訓練サービスの提供に当たっては、特別支援学校や特別支援学級との適切な役割分担を踏まえたものとするべき。
- 事業所に支払われる報酬について、他の障害福祉サービス等との均衡を図りつつ、サービスの質や費用に見合った水準となるよう見直しを行うべき。

## 参考資料5

### 4.地域・居住生活支援について (1)グループホームについて ④、⑥関係

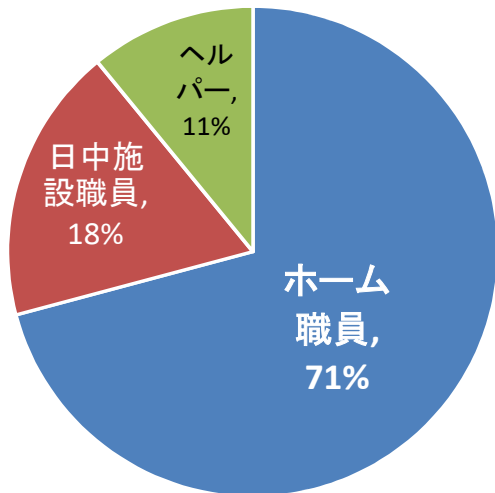
#### きょうされん会員ホームにおける基本調査 速報値より

■調査期間 2020年1月～2020年3月

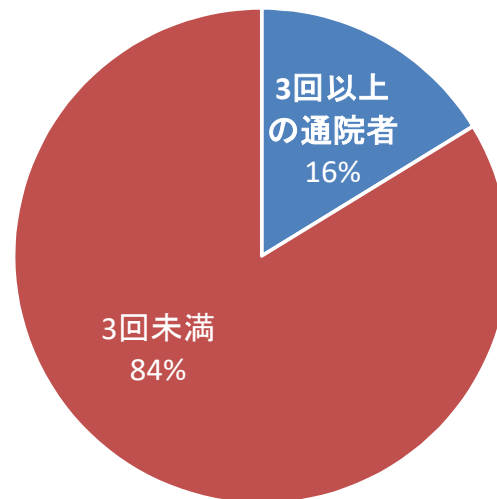
■調査対象 きょうされん加盟共同生活援助事業所のホーム

■回答数 482ホーム(204事業所)

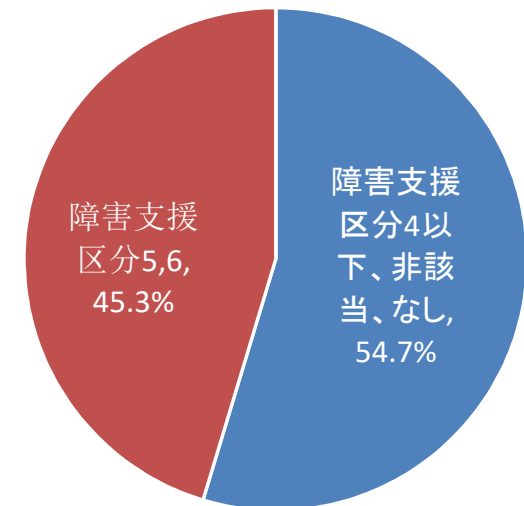
●通院の際、主たる支援者は全体の7割がホームの職員



●月3回以上通院している利用者は16%



●入居者の45.3%が支援区分5、6認定



※国保連の2019年12月時点データでは、入居者のうち障害支援区分5、6の割合は20.5%